

# 介護費用見舞金の申請について

共済会では、ご家族の介護に関する給付事業を行っています。

介護費用見舞金……一律5万円

介護費用助成金……5万円限度内で実額

- ・この見舞金・助成金は、要介護対象者の年齢にかかわらず、その介護にあたる会員に給付される。
- ・会員資格取得後、親族(2親等以内)が新たに要介護状態になったときに給付される。
- ・介護対象者(2親等以内):配偶者・祖父母・義祖父母・父母・義父母・兄弟姉妹・義兄弟姉妹・子・孫

## 【要介護状態とは(年齢に関係なく)】

傷害、疾病、精神障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする **A** 又は **B** の状態。

◇要介護状態 **A** …公的介護保険制度に基づく要介護3以上程度の認定を受けた状態。

・平成23年4月2日以後の要介護認定日であること。

・入会日以後に要介護の原因となる傷害や疾病があること。

◇要介護状態 **B** …別に定める状態。(詳細は、共済会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。)

## 【お手続きの手順】

- ①上記の条件に該当し、給付の対象である場合は、『介護費用見舞金給付・事前報告書』に必要事項を詳しくご記入の上、共済会までFAX等でご提出ください。(さらに詳しくは本会ホームページに掲載している「介護費用見舞金請求について」をご確認ください)
  - ・『介護費用見舞金給付・事前報告書』は、大阪民間共済会ホームページからダウンロードできます。
- ②「介護費用見舞金給付・事前報告書」をご提出頂きましたら、事務代行である大阪府社会福祉協議会から給付申請に関する書類一式をお送りします。大阪府社会福祉協議会のご案内に従ってください。(ご不明点は大阪府社会福祉協議会・保険事業グループにお問合せください。TEL:06-6766-7377)

## 【給付金請求に必要な書類】

- ・「要介護状態」の証明については、所定の診断書をご提出いただきます。
- ※なお、平成23年4月2日以降、新たに要介護3以上に認定された場合においては、公的介護保険の認定を証明する書類(介護保険被保険者証のコピー)を、医師の診断書に替えることもできます。
- ・親族が2親等以内であることの確認には、戸籍謄本(写)をご提出いただきます。(内容により、住民票(本人及び家族分)もご提出頂く場合があります。)
- ・給付申請書には施設長印(施設長または理事長の承認)が必要です。

## ご注意

- ・介護が必要となった傷病の発病時期が共済会の入会日より以前の場合は対象となりません。
- ・給付を受けることができるのは、同一介護対象者につき1回限りとなります。
- ・ご請求内容の確認結果、万が一給付対象外となった場合でも、書類取得にかかる費用は自己負担となります。

## お知らせ

従前にご案内致しました各種チケットの補助幹旋につきまして、それぞれ、つぎのとおり有効期限が定められていますので、有効期限までにご利用ください。なお、有効期限の切れたチケットについては払い戻しができませんのでご注意ください。

	補助幹旋事業名	有効期限
5月案内	共済会映画鑑賞券	令和元年10月31日
	イオンシネマ専用映画鑑賞券	令和元年11月30日
	TOHO シネマズ専用映画鑑賞券	令和元年11月30日
6月案内	海遊館入館券	令和元年12月31日

# 共済会だより

October 2019  
vol.221

爽やかな秋、色とりどりの自然の美しさと恵みに感謝。



大阪民間共済会キャラクター  
「きょうちゃん」

## 創立60周年記念事業

## 第69回

# 施設従事者激励会盛會に終わる



長年福祉の現場でご活躍されている方々をご慰労する施設従事者激励会は、8月22日(木)上本町の新歌舞伎座で「梅沢富美男・コロケ特別公演」の観劇に1,400人を招待致しました。

1部式典では、主催者挨拶に引き続き、来賓の大阪府・大阪市ご代表からご参加された方々へのご挨拶の後、この事業にご後援をいただきました団体(下記表のとおり)をご紹介致しました。

そして、大阪府知事・大阪市長・堺市長の祝電が披露され、式典を終了しました。

2部観劇については、お芝居や歌で参加者は大爆笑し、終演まで大いに楽しんでいただきました。



[後援団体]	[来賓]
大阪府	福祉部地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 課長 谷脇 博之 様
大阪市	福祉局総務部 法人監理担当 課長 上野 耕平 様
堺市	
大阪府社会福祉協議会	常務理事 田中 進 様
大阪市社会福祉協議会	事務局長 浅井 俊之 様
堺市社会福祉協議会	
朝日新聞厚生文化事業団	大阪事務所 所長 山本 雅彦 様
産経新聞厚生文化事業団	
毎日新聞大阪社会事業団	常務理事 和田 堅吾 様

[協力]
大阪府社会福祉協議会従事者部会

広報「共済会だより」第221号  
発行日:2019年10月1日  
※「共済会だより」はホームページでもご覧頂けます。  
●紙面に掲載の幹旋募集に際してはご本人の個人情報は  
該当事業に関する業務以外には使用致しません。



〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号  
TEL 06-6761-4444(代表) FAX 06-6763-4444  
E-mail info@kyosaikai.or.jp  
Homepage http://kyosaikai.or.jp/